

焼却設備の排ガス管に設けられる掃除穴に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

焼却設備の排ガス管に設けられる掃除穴に関する事項

改正理由

1980 年代後半には、船舶で使用する燃料油の低質化傾向が顕著となり、増加するスラッジを処理する焼却設備の排ガス管にも煤の堆積量が増加し、当該配管においてスートファイヤ事故が数件報告されるようになった。

これを受け、焼却設備の排ガス管に掃除穴を設け保守を徹底することが、煤堆積によるスートファイヤ事故を防ぐのに有効であることから、1997 年から関連規則において同掃除穴の設置を要求している。

その後、MARPOL Annex VI の発効に伴い、2000 年以降に設置される焼却設備は、従来の装置に比べ焼却能力が高く、発生する煤が減少しているとともに、同装置に通風用送風機が汎用的に設置されるようになり、掃除穴が設置されなくても十分に煤堆積の防止ができる事例が多く認められている。

今般、上述の背景を考慮し、同掃除穴の設置に関する規定の適用を、配管が逆勾配等の形状であって未燃焼物が堆積し易い箇所に限定するよう関連規定を改めた。

改正内容

焼却設備の排ガス管に設けられる掃除穴の設置について、配管が逆勾配等の形状であって未燃焼物が堆積し易い箇所に限定する旨改めた。